

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

## 新潟高教組

# 地公労確定交渉速報②

2024年11月7日 全組合員配布

賃金改善・各種休暇等

諸要求に前進回答なし！

「国準拠・他県均衡」かざし

使用者責任放棄！！

11月6日、地公労は第2回確定交渉を行った。

重点要求課題

○10月28日(月)提案内容確認

賃金改定年内差額支給、寒冷地手当支給地域、扶養手当  
地域手当削減対応、通勤手当支給要件

○出生サポート休暇日数増加・要件緩和

○育児・介護休暇等の要件緩和や代替職員の確実な配置

○ハラスメント撲滅

○定年延長制度、暫定再任用制度改善

○ワークライフバランスにかかる人員増

冒頭、知事宛大型ハガキ署名 7,806 筆（直接郵送分含まず、高教組 23 分会 189 筆）を手交した。冒頭今井地公労議長は「人口減少により 210 万人をきったとの報道がある中、だからこそ公務職場が安心して働き続けることのできる環境が必要」「物価高に賃金改定が追いついていない、そのような中でも組合員は県民のために働いている」「県職員の奮闘に報いるような努力はないのか」と人事課長へ迫った。

第2回交渉では上記6項目を重点課題として県当局を迫及した。

提案にあった、賃金改定についてのやりとりでは、年内差額支給を迫ったが、「故国法改正が不透明であること」、「今まで通り国の改定を待つ」等を理由に年内支給について明言はしなかった。

24年度から新設された出生サポート休業については現時点で取得件数は「0」と報告されたが、引き続き利用しやすい制度・環境となるよう求めていく。

育児部分休業について対象年齢の拡大を求めたが、「法定の日数を超えることはできない」ことを繰り返した。

ハラスメントは「あってはならない」と確認したが、知事部局調査では約1割が被害を訴えている。教育についても現在調査が行われているが実態をあきらかにし、撲滅に向けて引き続きとりくむことが必要だ。

定年延長制度、暫定再任用制度については賃金制度が60歳前と大きく異なることから、改善を求めるとともに、働き方についての基本的な考え方を求めた。人事課長は「人事院も本来は下がらないのが望ましいとしている」と答えたが、「民間の給与水準等からこのような制度になっている」、「業務については基本的には一人分の仕事を担ってもらおう」とし現場実態から大きくかけ離れた回答となった。

現場実態を訴える交渉団に対し、人事課長は回答の端々に「国の制度に基本は準拠」「他県の状況を注視していく」と繰り返し、新潟県として前に出る回答はないのかと迫る交渉団に対し、気持ちに応えるような姿勢は見られなかった。

課題となっている地域手当では、25年4月から実質的に「賃金削減」となることからなんらかの対応策を示すよう追及したが「勧告が出ている以上、勧告を尊重する」との回答を繰り返した。何度も追及し、納得できる説明がなされないことから、次回交渉にむけて部長にしっかりと伝えるよう、持ちかえって検討とさせた。

通勤手当については、今回の勧告により、30分の短縮要件は廃止されるが、80km超の区分増設や特例地域として三条や長岡を指定するなど求めた。前進回答には至らなかったが、客観的データを含めて新潟市と同様の状況が出てくれば検討することを確認した。

予定された時間を大幅に超える3時間30分超の交渉となった。第3回交渉は11月13日(水)に行われる。一步でも要求が実現するよう、再度課題を確認し、最終交渉に臨む。

## 【お願い】

### ① 10月23日付指示第44号

【地公労知事あて大型ハガキのとりくみ】

提出が23分会となっています。

お忙しい中ですが、最終交渉(11月13日)にも追加分を提出いたします。地公労要求の前進のため、とりくみの徹底をお願いいたします。

### ② 10月7日付指示第42号

【支部・分会代表者会議、組合学校の開催】

参加未報告の分会は11月12日(火)までに報告をお願いいたします。

ご不明な点は高教組本部までお問い合わせください。

TEL : 025-265-4151 FAX : 025-231-1036

MAIL : [shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp](mailto:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp)

○要求実現に向け、ともにがんばりましょう○